琉球大学学術リポジトリ

小学校「国語科」成立と沖縄地域－「普通語」概念に注目して－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-07-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 呂里, Murakami, Rori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1004

小学校「国語科」成立と沖縄地域
ー「普通語」概念に注目してー

村 上 呂 里

"National language department" approval of primary education and Region of Okinawa

ー paying attention to "Common lanuage" concept ー

MURAKAMI RORI

序章——本研究の課題

比嘉春潮は、明治30年代のエピソードとして、ある老婆に孫への手紙の代筆を頼まれたときのことを綴っている。[注(1)]

筆者がスミをすり紙をのべおわると、彼女はやにわに筆をとって、掌と五指にたっぷりとスミをぬり、便箋の上にペタッとおしつけた。黒々とした手形が、白紙の上にくっきりと刻印された。とまどっている筆者にむかって、老婆は「書いてくれ」とうながしつつ、一種の琉歌を朗唱した。

女(いなく)あてなしの　手紙書かりゆみ　五ツ指形(ゆびかた)ど御状(ごじょう)のしるし

この「目に一丁字もない農村の老婆の即詠」について、比嘉は「沖縄文化の特色を端的に語っている」と述べる。すなわち文字文化の所有が士族および農民役人層の男性にしか許されなかった前近代の言語教育を背景に、生活的な場と関係性に根ざして発達した「声の文化」の特色であろう。その「声」は、身体から具体的な他者（相手）に向かい、時や場を超えて直接的に呼びかける。老婆の生活史が刻みこまれた五指の刻印とともに、文字による記録には残らない「声」（朗唱）が、六十年の年月を超えて比嘉の内に「深くわれわれの胸をうつ」ものとして甦えったのである。未だ近代言語教育を受けることがなかった女性が身の内に育んだ言葉の文化のあり様が伝わってくる。

このエピソードから数年しか経たない1902（明治35）年、日本の言語政策および国語教育に深く関与した保科孝一（当時東京高等師範学校教授）は、つぎのように沖縄地域の国語教育について述べている。[注(2)]

国民の思想や精神お変化するのに、国語がもっとも密接な関係お有っているから、征服者が被征服者お支配するにわ、まづ自分の国語によって、教育するのが、もっとも好良な政策である。我邦が台湾お支配するにも、その通で、かの土人お日本語によって教育すれば、（中略）おのづから帰服して来る。（中略）従来の通、土語、もしくわ、支那語によって、教育すれば、（中略）決して悦服して来ることわない。それわ琉球の土民が、しばしば日本の版籍お脱して、支那に帰服しよーと試みたのお見ても、その事情がよく分る。しかしながら、琉球も今日でわ、国語教育が完全に行われているから、将来わ決してかくのごとわあるまいと考える。

* 琉球大学教育学部

この書の形式は表音式仮名遣いで書かれ、後述するように伊沢修二、上田万年、保科孝一と受け継がれた言語科学主義の一端を見ることができる。一方1895（明治28）年の台湾領有を経て出されたその内容は、「征服者」から「被征服者」＝「土民」へという植民地主義的まなざしによって台湾と「琉球」を並べて見比べ、「琉球」の「国語教育」を高く評価している。

明治20～30年代にかけては、「国語」および「国語科」をめぐってめざましい動きがあった。1889（明治22）年上田万年が「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」（『号外　大日本教育会雑誌』1889（明治22）年10月29日掲載）を発議、1895（明治28）年には『国語のため』（冨山房）を刊行している。この『国語のため』には「標準語に就きて」注(3)が収められ、「標準語」概念が以降の言語教育において重要な意味を担っていく。植民地台湾では、1895（明治28）年国語伝習所（初等普通教育機関、1898（明治31）年公学校に移行）および国語学校（教員養成機関）が創立され、国語学校には「土語科」と「国語科」が置かれた。注(4)そして、1900（明治33）年8月20日発令「小学校令改正」によって、「読方科」「作文科」「習字科」が統合され、はじめて日本の小学校に「国語科」が一つの教科として設置されることとなる。

同年８月21日発令された「小学校令施行規則」では、つぎのように「国語科」の内容が定められた。

第三条　国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ初ハ発音ヲ正シ仮名ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及ビ近易ナル普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小学校ニ於テハ稍ゝ進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ（以下略）

1891（明治24）年発令された「小学校教則大綱」第三条と比べるとき、①「平易ニ談話シ其言語ヲ練習シテ仮名読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメノ」の部分が「発音ヲ正シ仮名ノ読ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ」となっており、「発音ヲ正シ」が冒頭におかれている、②「漢字交リノ短文」や「仮名文、近易ナル漢字交リ文、日用書類」というふうに文種をあげた部分が「普通文」という用語になっている、③「言語ヲ練習セシムヘシ」が独立して最後に書かれている、等の相違をあげることができる。

この小学校令改正を受け、保科は「今後の国語教授法案わ、その根源に遡って、言語学及び発音学の上から、甚深の研究お積んだ後に、はじめて一定不動の基礎お作る」として『国語教授法指針』（寶永館書店、1901（明治34）年）を刊行し、言語学研究を基礎とする国語教授法の科学化を唱えた。

本研究では、明治20～30年代の小学校「国語科」設置をめぐる議論を踏まえながら、「琉球も今日でわ、国語教育が完全に行われている」と評された沖縄地域で「国語」がどのような意味を内包し、小学校「国語科」の教育内容についてどのようなことが議論されていたかについての検討を行う。その作業を通して、小学校「国語科」の成立過程研究に沖縄地域からの視点を加えんと試みるものである。

その際、主に沖縄地域で特徴的に用いられた「普通語」概念に注目する。

外間守善は沖縄の言語教育史を、「第一期＝東京ノ言葉時代＝一八七九－一八九七年頃まで（明治一二－三〇年頃まで）、第二期＝普通語時代＝一八九七年頃－一九三五年頃まで（明治三〇年頃－昭和一〇年頃まで）、第三期＝標準語時代＝一九三五年頃－一九五五年頃まで（昭和一〇年頃－三〇年頃まで）、第四期＝共通語時代＝一九五五年頃－現在……（昭和三〇年頃－現在……）」と分け、「第二期」について「この時代で特記しておきたいことは、沖縄で『普通語』という用語を熟させていることである。」と述べている。そして「沖縄では、他のどの県にもさきがけて『普通語』という熟語を使用しているところに教育的かつ社会的意味がある。」とし、「言語教育を突破口にした近代化への焦慮」をそこに見ている。注(5)

「普通語」について、明治20年代前半の「中央」における論考では次のような記述が見られる。落

合直澄は「今我々が常に使用する普通語」の規則を明らかにし、「普通語を以て文章を綴る方法を設けは、如何なる無学者と雖も意を解し得へく、又如何なる無学者と雖も自由に文章を綴り得へし」注(6)と述べ、佐藤寛は「俗語を普通語といふ」注(7)と述べている。いずれの議論にも、近代を迎えて統治層のみならず、「無学者」と称される普き民衆が言語教育の主な対象となった時代を背景に、言語教育の教育内容の議論において話し言葉を指すものとして「普通語」という概念が用いられるに至った必然性が読みとられる。こうした議論は「国語」の指し示す内容をめぐる議論とも呼応しあう。

少し時を経て明治30年代になると「小学校教則大綱」(1891（明治24）年）における「普通ノ言語」や上田万年の「標準語に就きて」を踏まえ、保科はつぎのように述べている。注(8)

> 今日の東京語お、我邦将来の『普通の言語』として見ても、西洋でゆー『普通語』(Common language=Gemeinsprache) を仝一に見ることわ出来ない。即ち、東京語わ西洋でゆー普通語までに、まだ進んでいない。（中略）ある方言お標準に取って、これに人為的修練お加え、つぎに、これお標準語として国語お統一する。而して全国仝一の言語お使用するよーになる。この言語が即ち普通語である。

「標準語」が普く通ずるようになったとき「普通語」となると定義されている。

「普通」という意義について、松井簡治・上田万年編『大日本国語辞典』(1919（大正８）年初刊、冨山房）は「あまねく一般に通ずること。よのつね。なみ。通常。一般。」と記し、「普通語」という意義については「普通に用ふる語」とのみ記している。こうした「普通語」という用語が沖縄地域の言語教育史においてなぜ重要な意味を担ったのであろうか。

小笠原拓は、「『普通』という語は近代国家における制度と強い結びつきをもっていること」に注目している。「小学校教則大綱」(1891（明治24）年）における「普通ノ言語」および「小学校令」(1900（明治33）年）における「普通文」という二つの用語を中心にその「抑圧性」を論じようとし、「普通ノ言語」「普通文」という規定の「多義性や曖昧さ」がかえって人々を「『普通』という規範の探究に向かわせるものではなかったのだろうか」と問いかけている。注(9) だが、「抑圧性」が具体的にどのように現れたかに関する検証はなされていない。

本研究は、小笠原の問題関心を引き継ぎつつ、「国語」と「普通語」との関わりを一つの視点とし、小学校「国語科」成立が沖縄地域にとって持ち得た意味について考察していきたい。そのためにまず小学校「国語科」成立をめぐる主要な議論を辿り、その論点を踏まえながら小学校「国語科」成立前後の沖縄地域における言語教育をめぐる議論を考察していくこととしたい。

第１章　小学校「国語科」成立をめぐる議論

本章では、まず前提として明治20～30年代における小学校「国語科」成立をめぐる主要な議論を辿る。

第一節　伊沢修二「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」

「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」(『号外　大日本教育会雑誌』1989（明治22）年10月29日掲載）の発議の背景について上田はつぎのように回想している。注(10)

> 明治十五六年の頃に至る迄は小学に於ても中学に於ても、国語なる者は吾人の曾て其の名称をだも見ざる所にして（中略）当時小中学の読書課なるものを観るに、（中略）単に読方の側にのみ発達し、話さるる側は全く不問に附せられたり、（中略）国語学の一大長足の進歩を為せしは正に明治十八九年の頃にして、大学にはチヤムバレン氏を聘して日本の言語及び博言学の教授に当らしめ、盛に言語の科学的研究を奨励せしより胚胎して、国民は自国の言語を他国人に教授さるゝの愚を慚ち、爰に大に発憤して国語科改造の運動手段を講せんとするに至れり、

但是等も亦純粋学問の方面にして教育上実際に斯る考察を用ゐんとしたるにあらず、降て二十年二十一年の此に至りて始めて教育上の運動は起れり。大日本教育会の運動即ち是にして就中伊沢修二氏の所見は当時に在りてもっとも進歩したるものなりと言ふも不可なく、吾人も亦聊か驥尾に付いて意見を同会に吐露したることあり。

「伊沢修二氏の所見」とは、「本邦語学ニ付テノ意見」(『大日本教育会雑誌』第81号、第82号、1888（明治21）年11月、12月）のことである。この「意見」とは「一、我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」を第一項におき、「六、我国今日普通ノ文章ハ、其当ヲ得タルモノカ又将来如何ニ成リ行クダラウト信ズル原理ガアルカ。」「七、我等教育家ハ、今日我国ノ語学上ニ就き、如何ナル見識ヲ立テテ、将来ノ我国民ヲ教育シタラ宜シカラウカ。」等を問題提起したものである。

「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」（下線　村上）という定義は、①言語の本質は文字ではなく、「人ノ口ヨリ発」する「生キテ居ル」音声言語にあるとする、②その「生キテ居ル」言語をすなわち「国語」とする、の二つの内容からなる。以降この定義（国語観）は、上田万年、保科孝一へと連なる近代言語学を基盤とした国語教育論の系譜に引き継がれていく。

この論考で、伊沢は「ドノ発声機ガ、ドノ様ニ働クト云フコトガ、一目瞭然ニ分」かる表音文字を用いた視話法を紹介している。この視話法は、吃音矯正教育で用いられるとともに、「内地に在りては各地方の方言・訛音を矯正し、新附の領土に往きては其土民の訛音を正して、母国語の正音に帰せしむる」注(11) ものとして用いられた。伊沢が1895（明治28）年総督府民生局学務部長心得として台湾に赴任した際には視話法を応用して日本語教育を開始し、国語伝習所および国語学校を創設した。「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」とする定義および身体（発声器官）と音声と文字を一体化させる言語科学主義は、「土民の訛音」や「方言・訛音」を「母国語の正音」へと、「生キテ居ル」までに「帰せしむる」根拠ともなったのである。

第二節　上田万年「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」

この伊沢の論を受け、上田万年はヨーロッパ留学に行く前年1889（明治22）年に「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」（前掲）を発議している。この発議は、「今日帝国ニ生レ出デタル国民ガ、国語ヲ充分使ヒ分クルコトハ誰モ望ム所ナラン、殊ニ言語上ノ教育ヲナスタメ、国語科ヲ小学校ニ設クルコトハ実ニ必要ナリ。」とするものである。「帝国ニ生レ出タル国民」は「誰モ」「国語ヲ充分使ヒ分クルコト」を望むとし、「国民」と「国語」の結びつきを自明視していること、「殊ニ言語上ノ教育」（傍点　村上）としていることが注目されよう。この発議において「国語」という意味をめぐり、上田はつぎのように述べている。

高等師範学校等ノ学科中、国語ノ一科ヲ設ケラルルガ、此ノ国語科ハ雅文ヲ研究スルコトノ様ニ考ヘラレ、話シト云フ意味ヲ有セザルコトト思ハル、即専雅文ノコト解セラレ言語トハ其趣ヲ異ニスルモノノ如シ。文字ナクモ国語ハ存スルモノナリ。又国語ハ時ト共ニ変遷ス。（中略）国語ナルモノハ無形的ニ存スルモノニテ口ヨリ出ヅル声音ヲ文字ニ現ハシ、人ノ云フタルコトヲ他ニ分カル様ニスル法則ヲ教フルノハ国語教授ノ本分ナリ。

伊沢と同様に「国語」とは本来的に「口ヨリ出ヅル声音」（話し言葉）であるという国語観の下に、当時の言語教育の状況について「読ムコト書クコトハ能ク教ヘテ居ル様ナレドモ話スコト等ニハ気ヲ止メザルモノノ如ク、教育上ノ大欠点ナリト思フ」と指摘する。そして「国語科」の教育内容について文（「雅文」）から言（「言語」）へ、すなわち「読むこと・書くこと」から「話すこと」への転換を提案している。

その「話すこと」の教育とは具体的にどのような内容が想定されているの。

自分ノ思フ所ヲ知ラシメテ、其感情ヲ分ツト云フコトハ今日ノ時世ニテ急務ナリ。然ルニ現今ノ有様ハ如何ト云フニ、方言主義ニテ言語ニ

色々ノ訛リ、色々ノ変化アリテ仝シ日本人デアリナガラ薩摩ノ人ニ逢ヘバ外国人ニ遭ヘルガ如キ思ヲナス。（中略）コレハ今日ノ通弊ト思フ、今日ノ処ニテハ此ノ弊ヲ矯正スルノ必要アリ。コレヨリ標準ノコトニ移ルベシ。

「方言主義」を問題化し、つぎに「小学校ニ話シノ科ヲ入ルル」ならばどのような言語を「標準トシテ進ムベキ」かについて、「今日東京ノ人ノ言葉ハ日本全国ノ代表ト云ヒテ宜シカルベク」と述べている。その教授の段階としては「発音法ヲ教ヘ、充分発音スルコトヲ得ルニ至ラバ綴字法ヲ教ヘ、又あくせんとヲ教フベシ、次キニ文法ハ高等ノ級ニ至リテ之ヲ教フベシ、又夫レト離レテ討論法ヲ習ハシメ」と系統立てている。教授の方法としては「第一ニ教科書、第二発音ヲ改革スルニハ和学者、音学者、文法家を聯合セシメザルベカラズ、第三ハ小学校ニ於テモ自治主義ニ従テ教フベシ、第四文部省ノ小学校令ヲ改革スルコト等ナリ」と展開している。

この上田の発議に対し、「東京ノ上流社会ノ言葉ヲ全国ニ行ハシメントシタレバトテ、決シテ行ハレザル可シ」との疑義が出されている。それには「勿論今日ノ人ガ方言ヲ用ヒテ居ルニ急ニ正シキ言葉ヲ使ハスムルハ難キコトニシテ、一朝一夕ニ行ハレザルコトハ私ノ知ル所ナリ、今日ノ人ヨリモ次キノ代ノ人ヲ全フスル様ニシテ貰イタキハ私ノ精神ナリ」と答えている。「国語科」設置をめぐる大日本教育会における主な論点が、「全国一般ニ通ズル言葉ヲ作リ出ス」ことであったことが確められよう。また「作文科」との関係については「話ス言葉ヲ元ニシテ文章ヲ教へて行ク様ニシタシ」「読方モ言葉ヨリ移ルヲ良トス」と答えている。

この発議には、留学後に出された『国語のため』(1895（明治28）年6月）に収められた諸論考の基本的な論点がすでに提起されている。すなわち①「国語」の本質を「言語」＝音声言語にあるとし、国語学研究および国語教育の対象を文（雅文）から言（「生きて居る言語」[注(12)]）とすべきことを説く点、②「国語」と「国民」との必然的な結びつきを説く点、③「教育ある東京人の話すことば」をもとに「標準語」を制定し、国家統一の要とすることを説く点、④「標準語」が「文章上の言語となること」、すなわち言文一致体の確立を説く点、⑤ ③④を実現するために小学校（初等教育）における国語教授を重視し、①の立場に立つ国語学研究の教育への積極的関与を説く点等である。

上田の『国語のため』に収められた論考よりここではさらに初等教育への提言を中心に見ていくこととする。[注(13)]上田は当時の言語教育の現況について「今日の処では一方に小学読本といふものがあつて、此上にて文章上の言語を教へ、一方には教師の言葉といふものがありて、此上にて談話上の言語を正して行く」という方針が採られているが、①小学読本には文語体が混在しており、「此文章法は、余程生徒の話す方言より隔絶して」いる、②教師のことばには地方毎の発音が混ざり「乱雑きはまつて」いるという二つの問題点をあげている。そして「(一) 全国の教師か話す言語は如何あるべきか、(二) 其談話語は如何に養成せらるべきか、(三) 其談話語と方言とは如何に連絡せらるべきか」という三つの課題をあげ、これらの解決のために「生きて居る言語」の研究の確立が必須であり、その研究こそ「教育上国語学者の放棄し居る一大要点」であると述べる。「中央集権主義」に立ち「大日本帝国ノ国語ヲ創リ出スコト」[注(14)]という事業を押し進めていくためには、小学校における当時の教科の枠組み「読方科」「作文科」「習字科」には収まらない、言文一致体となるべき「談話語」という領域が、取り立てて教授すべき必須の教育内容として新たに浮上してきたのである。「国語科」の設置が「小学校ニ話シノ科ヲ入ルル」ことを出発点に構想された意味は、言文一致体となるべき「談話語」すなわち「標準語」の教育を位置づけることにあった。

上田は語学研究が「活語は吾人が智識の基礎を成すなれば、是より漸次に死語に進」むべきであるのに未だそうなっておらず、「現に台湾の教育上にては、現行の国語といへる名称を使用するを見るなり。国語に冠するに現行の二字を以てするのあらされば、現在使用の国語を意味するを能わざるが如き」状況を苛立っている。[注(15)]「国語」が何をこそ意味するかをめぐる議論は、台湾領有によって発生した、母語が日本語であることを自明視できない植民地における「国語教育」の樹立

という現実的要請と関わりあい連動したものであったことを確認できよう。

中村哲也「『表音主義』と国語ナショナリズムの構造－上田万年の国語論を中心として－」[注(16)]は、この上田の「生きて居る言語」をめぐって以下のような指摘をしている。上田の講義ノート「言語学」（新村出筆録）が「nationを形成するためのnational languageは何よりもliving languageでなければならない」とし、「national living language」を第一の研究対象に位置づけている点をとらえ、「この『language』における『living』と『national』の設定ほど、上田の『国語』論とその研究方法を非常に端的にわかりやすく示したものはなく、また、近代日本の国語国字改革を規定し、方向づけた重大な『キーワード』ともなった」とする。このキーワードから古典的文字中心の言語として漢字・漢文脈の「日本語＝国語」からの〈排除〉の論理が導き出される。「living language」に「national」が冠せられることによって、〈排除〉されたのは漢字・漢文脈ばかりではない。上田は俗語による言文一致を認めず、「予はある言文一致崇拝者の如く、なにもかも俗語に憑拠して、その奴隷となり了」っている様は「決してほむべき事ならずと信ず」[注(17)]と述べており、「国語」からは「ヴァナキュラーな民衆的『〈声〉の文化』の多声性（ポリフォニー）」（中村）も排除されていた。「living language」に「national」が冠せられることによって、漢字・漢文脈と民衆の言語文化という「二重の〈排除〉の構造」（中村）が組み込まれることとなったのである。

こうした中村が指摘する「生きて居る言語」を本質とする国語観は、単純な音声言語中心主義としてはとらえられない。上田は「更に一層標準語が其地位を鞏固にする」ためには「その言語が文章上の言語となることなり。」「標準語が文章上の言語となる以上は、これを話す人より全く独立の地位を有し、啻にそのまゝ後世に残るよすがとなるのみならず、又現在伝播しゆく上の、速度をも増加するに至るなり。」[注(18)]と述べ、文章語をいったん媒介とした上で民衆の「生きて居る言語」を「標準語」化していくという指向に立つ。上田における「生きて居る言語」を本質とする国語観は、民衆の言（「生きて居る言語」）の文化の土壌に依拠し、文（文章語）の文化と双方向的に言語文化を創造していこうとする指向に立つものではなく、文（文章語）の力に依拠して民衆の「生きて居る言語」を「標準語」へと教化の対象とするものであった。ここから国語の表音文字化の課題も生じ、さらに小学校で用いられる読本が重要な意味を担ってくることとなる。「生きて居る言語」を本質とする国語観は、言（多声的[注(19)]な民衆の言語文化）→文（「国語読本」）→言（「標準語」＝国語）という仕組みにおいて、「俗」か「教養ある」かを基準とし、民衆の「生きて居る言語」の多声性を「国語」から排除していくことによって規範化していくものであったととらえられる。

小学校「国語科」成立をめぐって、夙に山根安太郎『国語教育史研究』（講本積善館、1966年）は、つまびらかに当時の当時の国語国字運動を辿り跡づけている。上田の発議を重く位置づけながら、1900（明治33）年小学校令施行規則による小学校「国語科」成立について「言語教育の自覚にうながされて成立した」と述べている。小笠原拓『近代日本における「国語科」成立過程－「国語科」という枠組みの発見とその意義』（学文社、2004年）は、イ・ヨンスク『「国語」という思想』（岩波書店、1996年）や長志珠絵『近代日本と国語ナショナリズム』（吉川弘文館、1998年）等の研究をとらえ、「国語科」という教科について「近年は、（中略）「『国』との結びつきばかりが指摘され」ていることを問題視する。そしてこの上田の発議をめぐって「一八九〇年前後の『国語科』設置に関する議論において強調されているのは『国』よりも『語』の部分であ」り、上田の発議において「重視されているのは『話法』を中心とした言語教育の枠組みの確立であった。」とする。小笠原の指摘は、「国語科」成立をめぐり、社会的政治的分析のみならず、言語教育の内実に踏み込んだ分析の必要性を唱えたものとしてその意義を受けとめられる。問われなければならないのは、その言語教育の内実であろう。

小笠原は、言語教育教科の課題を明確にすることによって、内容主義的目標と形式主義的目標との二元的教授目標の克服が可能となるとの問題関心から、上田の主張を「国語学的な基盤をもつ、

言語教育に特化した新たな教科の設置を要請したもの」と積極的に評価している。その「言語教育」の中身について具体的には「『人間が社交上欠くべからざる』言語能力を養成する上で必要な、話し言葉教育や文法指導」ととらえ、上田の提唱の内に言語に関する知識・認識および対話・討論等の言語運用能力を主軸とした近代市民形成としての言語教育としての側面をとらえて評価していることが読み取れる。確かに討論法や自治主義への着目をはじめ、上田の提唱には今日の言語教育を考える上でも有効な視点が含まれている。

しかしながら、先にあげた上田の基本的な論点②（「国語」と「国民」との必然的な結びつきを説く点）は、『国語のため』の裏扉に記された「国語は帝室の藩屏なり／国語は国民の慈母なり」に収斂していくこととなり、国語教育に内容主義的目標すなわち国家主義的目標が位置づく根拠となる。また見てきたように上田の「言語教育」の中核に位置していたのは、言文一致体としての「標準語」の教育であり、それは「二重の〈排除〉の構造」（中村哲也）を孕むものであり、「発音ヲ正シ」（「小学校令施行規則」第三条）が小学校「国語科」の基礎的かつ本質的な教育内容として位置づくものであった。

上田、そして保科へと展開される雅文（文）から「生きて居る言語」（言）をこそ「国語学」や「国語教育」の対象とすべきであるという「転換」は、近代言語教育の展開の基盤を為す必須かつ画期的な「進歩」（山根安太郎）であった。しかしながらその近代的な転換は、民衆に内在する言葉＝「生きて居る言語」に依拠し言語教育を構想していく、という意味での民主主義的な近代的発想に基づくものではなかった。民衆にとって外在的な「national language」を「living language」となるまで教化していくという、近代のもう一つの側面＝国民形成という側面を担うものであったのである。そしてその国民形成の視野には植民地が大きな位置を占めており、上田の「国語科」設置に向けた議論は、母語を日本語としない植民地での「国語教育」の現実的要請と密接に連動していた。高木まさきが小笠原の書評を行う中で「イらの指摘が無効になったわけではない。」と指摘するように[注(20)]、「国語科」成立過程研究においても帝国形成の側面と向き合わざるを得ないだろう。上田において「国」と「語」は「標準語」論を核として切り離すことができない一体となった概念であったのである。

さらにいうならば小笠原の問題関心（国語科教育の教育内容の曖昧性）の根幹にある「国語科教育はあくまで母語（母親によって口伝えに教えられた言葉）の教育であり、日本語という言語を改めて学ぶのとは全く異なる教育が行われる。」は、植民地台湾における「土語科」を対偶として設置された「国語科」の名称の意味や台湾領有と連動した「国語」をめぐる議論を踏まえるとき、やはりナイーブに過ぎる認識と言わざるをえないだろう。

第三節　保科孝一『国語教授法指針』

上田の論を忠実に引き継ぎ、1916（大正５）年には『国語教育』誌を創刊し「国語教育」に積極的に関与してゆくこととなる保科は、小学校令改正の翌1901（明治34）年、『国語教授法指針』を刊行している（この翌年保科は、東京高等師範学校教授となっている）。第五章「普通の言語」第六章「普通文」第八章「言語の練習」というふうに「小学校令施行規則」第三条の条文に用いられた語句が章名に掲げられ、新小学校令および「小学校令施行規則」を強く意識した内容となっている。小学校「国語科」設置が具体的に意味したものをとらえるとき、この『国語教授法指針』を踏まえることは重要であると考えられる。『国語教授法指針』おいて「国語科」の教育内容がどのように示されているかを見ていくこととする。

第一章「総論」においては、「国民的精神お最も円満に養成して、国家の団結お固くし、国家の発達お促そーとするにわ、教育するより外に、決して良策はない。」と述べ、「支那語」を対立項として強く意識しながら、「国民の愛国心お養うにわ、先づこの国語お整頓し、国語教育お完備することが、最も必要である。」と説く。この総論においては終始国家主義に立つ目標が説かれている。さらに「国語わもちろんその教授法の研究及び改良についてわ、言語学および声音学の知識お要する」とし（同内容は各章で繰り返し述べられる）、

言語学および声音学が重く位置づけられている。

第五章「普通の言語」においては、小学校施行規則第三条をあげ、「すなわち、新令では『普通の言語』とゆー標準お以て教育上の言語お示したのである。」と述べ、「普通の言語」について「標準」を提示したものと受けとめている。「普通の言語」が具体的に意味するものとしては、「東京語お標準に取って、これに人為的修琢お加えるにわ、中等社会以上に行われているものお、選ぶことが必要で、下等社会に行われている、卑しい言語わ、決して取ってわならん。」と上田の「標準語」論における民衆の言語文化の多声性の排除をさらに明確に打ち出している。つぎに「精密に方言お調査し」「得た結果お材料としてこの標準語に人為的修琢お加えるのである。」とし、「標準語」制定のための「方言調査」を提起している。

第六章「普通文」においては、従来の読本が漢文直訳体、擬古文、和漢混淆文、書簡文体の数種と詩歌が混然としており、小学生が自己の思想を論理的に綴ることに適した文体とが隔絶しており、読本と作文教授との連関ができていないことを問題点として指摘している。そして「施行規則第三条に『普通文の読み方、書き方、綴り方お授け』とゆーことが見えていて、読本と、習字帖と綴り方教科書とわ、互いに連絡お取るよーになっている。」ことについて「この三科おすべて『国語』の名目の下に綜合し、且つ、その間に、密接な関係お有つよーに、改めたのわ、国語教授法の一進歩である。」と「国語科」成立の意義を評している。さらに「話し方と綴り方と、互いに密接な連絡お有つよーに、しなければならん。この目的お達するにわ、従来の漢文直訳体、擬古文体、及び、書簡文等お廃業して、専ら口語体お教授するがよろしい。口語体なれば、今日の生語で、而かも、日々われわれの口頭に上っているものであるから、話し方の練習とわ、つねに一致お有つことができる。」と述べ、「口語体」を「今日の生語」として重要視し、それに伴い「話し方」と「綴り方」とを有機的に連携させる必要性を主張している。

口語体については「普通教育の文体としてわ、最も適当なものであ」り、「今日の普通教育上にこの口語体を採用することが、頗る急務と信ずる。」と述べている。当時の実態を踏まえ、「今日の処、先づ尋常小学でわ口語体ばかりを授け、高等科に入ってから、漸々文章体を授け」るようにという指針を提示している。

第七章「教育上の言語」においては、「今後の国語教授法わ、今日の生語の上に、その基礎お置いて、読み方綴り方ともに、今日の生語で、教授することが必要である。」、「今後の国語教授法わ、従来のよーに、その基礎お文字の上に、置くべきものでない。必ず声音の上に置くべきもの」であると述べ、伊沢以来の音声言語を本質とする国語観が語られている。

第八章「言語の練習」においては、まず教員の言語が問題とされている。「小学教員わ、先づ第一に自身が標準語の知識お習得しそれによって、思想お正しく表彰することお練習した上で、つぎに、自身が生徒の模範となって、生徒の言語お矯正していかなければならん」とする。つぎに生徒の言語に対して「従来の標準語と認めている、東京語お取って、これによって思想お正しく発表することお、力めなければならん。（中略）訛音お正し言語お改良し而して、精確に奇麗に思想お発表することお、力めなければならん。」と述べ、「これが今日において、小学教員の最大任務である。」とする。

また「訛音お正し言語お改良」について具体的には「児童の訛音お矯正するにわ、その訛音の病源が、どこにあるか。口お円くする度合いが、標準音から違っているとか、或わ、舌の隆起の度合、舌の口蓋に接する位置が、どー違うとか。つまり発音器官の運動が標準音に比べてどー違うか、とゆーことお調べて、それお矯正していかなければならん。若しこれらの事情お探究するだけの知識がなければ、訛音お完全に矯正することが六かしい。」と述べ、伊沢の視話法と同様の発想に立つ身体の次元から矯正していく言語教育観が語られている。「次ぎに、思想の発表法について熱心に練習しなければならん。」としている。

「正しい言葉」を以て、「思想お正しくいいあらわ」すことができるとし、民衆の生活語に根ざして形成される「思想」は視野にない。

第九章「国語表記法」においては、「表音的に改正すれば」「著しく学習者の労力と時間とお省くことが出来る」し、「学習に秩序が立って、そ

の進歩お助けるのみならず、児童の頭脳お論理的に整頓する利益がある。」と近代教育の主要原理である学習者中心主義および言語科学主義に立った合理化への指向が見られる。一方で、「言語わ主で文わ従である。」とする表音主義の根底には「表音的仮字遣わ方言の発生お予防」することが可能となり、「文字も完全であり、表記法も規則的であれば、国語における転訛お拒ぐことが出来る。（中略）発音の標準を保ち言語の統一お保つことが出来る。」という「国語の統一お維持する」注(21) 意図が潜められていた。保科においてもその言語科学主義は、「国語の統一」という言語政策上の意図と不可分なものであり、「国」と「語」は切り離せない構造が組み込まれていたことを確認できるだろう。

また上田においては、「ある教師は方言をいやしめて無理にそれを取除けようと致しますが、それは極めて不正な事で」「方言を土台として、それより普通の言葉を覚えさす様致します上に国民の感情を、養成する手段はあるのであります。」注(22)と「方言を土台」とする国語教授法を主張していたのに対し、保科はしだいに「標準語お制定して、これによって、方言お撲滅する」（『言語学講話』）として「方言」の撲滅を主張するに至っている点も注目されよう。注(23)

以上、伊沢の「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」を起点とした小学校「国語科」成立に関わる議論を辿ってきた。こうした議論は、たとえば東京高等師範訓導であった飯田恒作のつぎのような主張「標準語の真生命に触れよ」注(24)に集約されていくと考えられる。

> 小学校に於ける国語科は、誰でも教へることの出来る教科目として待遇されて居る。（中略）この組し易いと考ふる半面に、確かに国語科の研究を阻害する何物かゞ潜んで居ると信ずるのである。（中略）少なくとも初等教育に於ては、国語教授者としての根本的な資格を標準語の獲得といふことに置きたいと思ふ。言語には生命がある。自分の考へて居る標準語は決して生命のない過去の遺物を意味するのではない。
>
> 現に国民の口によって伝へられて居る生きた言語である。（中略）東京の中流社会に声音によって行はれて居る生きた標準語そのものを獲得するといふことである。

さらに飯田は、読方教授の現状を「標準語の解釈」にとどまっているとし、「この標準語国定教科書の記述された言語を、如何にして話されて居る声音を有する生命ある言語に復活して児童に知らしむるかといふ、尊い国語教授」の研究の必要性を訴えている。「標準語の真生命に触れ」ることこそが、「話される言語を土台として建設し得る国語教育」の中核的な内容であったのである。

小笠原は、小学校「国語科」設置を受けた「国語科教授細目」の中に「方言を矯正する」という側面があることについて「方言に対する姿勢に関しては、時代の影響を免れ得なかったといえよう。」との評価を行っている。しかし、小学校「国語科」成立をめぐる議論を辿るならば、「方言の矯正」はまさしく時代が要請した「国語科」の根幹とも言うべき教育内容であったことが確かめられよう。

第二章　小学校「国語科」成立前後の沖縄地域における言語教育論

以上の小学校「国語科」成立をめぐる議論を踏まえ、沖縄地域ではこの期教師間でどのような言語教育をめぐる議論があったのか、すなわち「国語」および「国語科」の内容についてどのような議論が為されていたのかを見ていきたい。その中で「普通語」という用語がどのような意味を担ったかに注目していきたい。

第一節　小学校「国語科」設置以前

(1)　会話伝習所と「東京ノ言葉」

1879（明治12）年「琉球処分」の翌1880年２月に設置された会話伝習所（同年６月師範学校となる）が沖縄地域における近代言語教育の出発点である。会話伝習所で用いられた『沖縄対話』（沖縄県学務課編纂、1880（明治13）年出版）においては、「貴方ハ、東京ノ言葉デ、御話ガ、出来マスカ（ウンジヤウ。トウチヤウヌクトバシヤーイ。ウハナシ。ウナミシエービーミ。）」「当時ハ、言葉ガ、広ク、通ジマセヌト、誠ニ、不自由デ、ゴ

ザリマス（ナマヌジシーヤ。クトバヌ。ヒルク。ツウジヲンドンアレー。ドット。サシツケー。ヤヽビーサーヤー。）」「東京ノ言葉ハ、広ク、通ジマスカ（トウチヤウヌクトバー。ヒルクツジーガシヤビーラ。）」「何県ニテモ、大概、通ジマス（マーヌチンヤテン。テーゲーヤ。ツウジヤビーン。）」という会話が掲載されている。この時点では「東京ノ言葉」は「広ク、通ジ」るとのみ価値づけられている。（なお原文では、右側に沖縄語が記されている。）

「アノ近頃ノ学則ニハ、普通ト、変則トノ、別チガアリマスガ、是ハ如何イフ訳デゴザリマシヤウ（アヌ。クネーダンシヌ。ガクスクネー。フツウト。ヒンスクトヌ。ワキヌアヤビースガ。クレー。チャールムンガ。ヤヽビーラ。）」「普通ト申セバ、貴賤男女ノ別チナク、何人デモ心得て居ラネバスマヌ、モノデアリマシテ、書物ヲ読ミ、字ヲ写シ、算盤ヲ弾キ、地ノ理ヲ知リ、前代ノ事ニ通シ、身ヲ脩ムルノ、六科ヲ兼ネ学フ事ヲ、申シタノデ、又変則トハ、其、六ツノ中ノ、二三科ヲ学ヒマシテ、六科ヲ、兼ネ学ビマセンヌ事デ、人間普通ノ教方デハ、アリマセヌカラ、変則ト申シマス（フツウンディエセー。チシンナンニユヌ。ワケーネーンターヤテン。シツチヤウヲネーナラン。ムンヤテ。シュムツユダイ。ジーカチャイ。スヌバンツカタイ。チリーシッチャイ。ジンデーヌクトシッチャイ。ミーウサミタイシユル。ルックワ。カニマナブセー。フツウウンディー。マタ。ヒンスクンディユセー。ウヌ。ムーツヌウチヌ。ニサンクワマナデ。ルクワ。カニ。マナベーサン。ニンジン。フツウヌ。ウシーガター。アランクトヒンスクンデイヤビーン）」（下線　村上）。この部分は、教育令（1879（明治12）年発布）の第三条「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス」を受けたものであろう。未だ「普通」の中身は言語教育に関わっては「書物ヲ読ミ、字ヲ写シ」と文（文字文化）の領域のみがあげられている。「辺島」と目された沖縄地域における「会話伝習所」設置に見られる言語教育の要請即ち「東京ノ言葉」の習得と「普通ノ教育」における言語教育の領域「書物ヲ読ミ、字ヲ写シ」とは、この期未だ矛盾していたのである。

(2)　「普通語」の登場

1896（明治29）年6月、沖縄県那覇高等小学校訓導仲本政世は、『沖縄語典』を著している。この「編纂ノ大意」では「我ガ国ノ教育家ハ夙ニ国語ヲ拡張シ之ヲ以テ普通学ノ基礎トシ国民的精神ノ根底トシ方言ハ勤メテ之ヲ矯ムトイヘドモ我ガ沖縄ハ普通教育未ダ普及セザル」と述べ、すでに「国語」という用語を「普通学ノ基礎」という意味で用いている。「総論」の冒頭には「国語トハ国民ノ普ク用ヰル言語ナリ／普通語トハ我ガ国民ノ普ク用ヰル言語ヲ云フ」との定義が掲げられており、ほぼ「国語」＝「普通語」と認識されていることが確認できよう。「沖縄語ヲ調査蒐集」したものを踏まえ「沖縄語ノ訛ヲ正ス」ことを意図して作成されている。1887（明治20）年12月、全国に先駆けて沖縄県尋常師範学校（1886年沖縄県立師範学校が改称）に御真影が下賜されるなど、師範学校は「天皇制イデオロギー浸透の拠点」（浅野誠[注(25)]）とされたが、同時にそれは「普通学」浸透の拠点でもあったのである。沖縄地域において「普通学」と「国語」および「普通語」とは連動し、「普通」を語幹に掲げた用語は大日本帝国の国民的精神の形成と密接に関わり合って認識されていたことが確かめられよう。

「編纂ノ大意」にはつぎのような箇所がある。

> 本県ハ昔ヨリ漢学盛ナリシタメ高尚ナル熟語ヲ知ル人アルモ之ヲ利用シテ日用ニ勉スルコト甚タ尠シ此ノ傾向尚滅セズシテ疾ニ知得シタル言語文字モ普通語普通文ニテ表示スル時ハ了解セザルモノスクナカラズ予是等ノ幣ヲ除カントテ焦慮スルコト久シ

前近代沖縄における学問は「漢学」であり、これに対して近代（＝「琉球処分」）以降の学問は「普通学」と称され、1894（明治27）年日清戦争までは両者の間で日本と中国への帰属をめぐる葛藤も顕れた。この箇所には、「漢学」を前近代的な言語文化とし、「普通語普通文」こそが近代化を担う言語文化であるとする当時の沖縄地域の師範学校に通う青年の認識を見ることができる。この青年において「国民的精神の形成」と言語近代化への真摯な願い＝「焦慮」は矛盾なく一体化さ

れていたことを読み取ることができる。

仲本は、「七八年前予ガ沖縄県尋常師範学校在学中沖縄語ハ普通語若クハ其ノ転訛ナルヲ悟リ」、『沖縄語典』の研究を思い立ったと述べている。明治20年代前半の師範学校の言語教育において、「沖縄語」は「普通語」の転訛である旨教授されていたということであろうか。1902（明治35）年文部省に国語調査委員会が設置されるのに先立ち、明治20代すでに「国語」の「拡張」のための「沖縄語」の調査蒐集が沖縄主体によって構想され実行されていたことは注目に値しよう。そしてその背景に沖縄地域の近代化への青年の「焦慮」があったのである。

(3)「普通語ナル一科目」

仲本とほぼ同時期1892（明治25）年沖縄県尋常師範学校を卒業し、那覇尋常小学校訓導を経て1896（明治29）年東京高等師範学校を卒業した高良隣徳は、「琉球教育に就て」（『大日本教育会雑誌』第180号、1896（明治29）年８月1日）を著している。

この論考はまず、「琉球人は其の言語に徴するも其の風俗習慣に徴するも純然たる大和民族なること明かなり」から説き起こされ、「今日の琉球語が内地語と其の根源を一にせること明らかなる」と述べている。チェンバレンが1894（明治27）年来沖、翌28年に「日本語」と「琉球語」について、「その一致たるやスペイン語とイタリー語との間に於ける一致の如きものである。」と述べた論考を、明治39年に伊波普猷が紹介しており[注(26)]、学術的には未だ解明されていない琉球語と「大和民族」の「内地語」との同一性を断じ、日本国家への民族的帰属を確認していることが読み取れる。一方で未だ「内地語」や「邦語」という用語も用いられ、「国語」という用語が充分には定着していなかったことがうかがえる。

第五章「普通教育普及の考察」においては、まず「普通語に通ぜざる」が故の問題をあげている。

> 元来沖縄に於て少しく勢力あるものは概ね他県人士なると雖、彼等は琉球語に通せざるの故を以て如何に熱心に地方人民の誘導に当ると雖、到底其の目的を達すること能はず、人民も熱心に其の説を開かんと欲するも普通語に通ぜざるの故を以て遂に之を解するを得ざるなり。（中略）沖縄県に於て直接或は間接に人民の蒙を開くが為に設立せられたる会頗る多し（中略）而して此等の会を組織する処のものは諸種の官吏、教員、番所吏員、地方の有志者（無学の豪農）なりとす、其の演説及び討論には凡て普通語を用ふ、然るに之を解するものは官吏及び教員の二種にして番所吏員及び地方有志者に至りては之を解するもの殆稀なり、

統治者が概ね他県人であり「普通語」が「普く通用する」地域ではなかった沖縄地域の事情を踏まえ、「普通教育」の普及のためには「彼等の日常使用する処の方語を以て平易に説き示す」ことができる地元出身の「師範学校卒業生」を「地方人民の誘導に当らしめん」ことを主張している。沖縄県出身教師である高良は「普通語」によってではなく「方語」を話す地元出身者による統治を説いているのである。

つぎに具体的に言語教育上の問題をあげている部分を見てみよう。

「児童は初めに先づ平常用ふべき言語を学修せざるを得ず、読本の如きも他府県にては全く言文一致にして単に文字を覚ゆるのみにして足るも沖縄にては読本も解釈を要するなり」と沖縄地域固有の問題をあげ、「彼等が初一年の間に受くる教育は他府県に於ける児童より二倍の労を要するなり」、それ故就学義務の延期の必要性を主張している。さらに具体的な普通教育普及のために「小学校に於て採用すべき方便」として、言語教育に関わってはつぎの２点をあげている。

> (イ) 尋常科第二年級迄は其の採用すべき読本は全く言文一致体なるべし、殊に尋常一年最初の児童に課する読本の編纂は普通語と方語と一致せる事物より始むるに注意すべし、例えば花、鼻、口、耳の如きは方語の呼び方全く普通語と一致せり。
>
> (ニ) 作文は尋常二年迄は全く言語文を作らしめ言語練習を兼ね従来読方科の一部分として普通語を課せしを廃す可し、且書牘文は日用往復の口上書類に止むべし。

この(イ)は、第二言語としての「普通語」学習に

おいて学習者の側の論理、すなわち母語の土壌と第二言語学習との有機的連関を説いたものとして受けとめられる。後の「イエスシ読本」に見られるような発音矯正の論理を優先する視点とは相異なる教科書編集への視点であるといえよう。こうした視点は、師範学校附属小学校訓導大城彦五郎の教案『沖縄県用尋常小学読本』巻一第一課「ハナノ書方、読方、意義ヲ授ク」の「ろ　言語練習」の「普通語デハ何ト云フカト問ヒ、本県語ト同一ナルコトヲ知ラシメ」等にも見ることができる。[注(27)]

㈡については、第六章「琉球に於ける教育上の二大欠点」の「(甲) 愛国心養成の方便」の二の項（一は修身科教授について）にはつぎの内容が掲げられている。

二、普通語の練習と国語の学習とを一層重くし且生徒をして平常務めて普通語を使用せしむ。

（前略）今日存在する処の琉球語は其の根源邦語に出でたること明かにして之を改良する事難きにあらず、然るに其の転訛の甚しき故を以て単に之を聞きたるのみにては、何人と雖之を以て同一の言語と見做すこと能はず、従つて国民の統一に大なる妨害を与へ琉球語を使用する間は他府県人にも琉球人にも其の中等以下の人民にありては到底自他同一の国民たる事を感せしむること能はざるべし、（中略）一国民普通の言語が国民的一致に如何に密接なる関係あるかを知るべし。

余は前章に於て尋常科二年級迄は読方科も作文科も共に全く言語文を採用すべしと述べたり、斯くの如くすれば二重の利益あり即生徒の負担を軽減すると言語の改良を速にすると是れなり、然れども普通語なる一科目を設け頗る高尚にして而も通例児童が使用せざる言語を教ふるは余の採らざる処なり、蓋し如此教授法は興味を起すこと能はざるを以て却て言語の改良を妨ぐる憂あればなり。

国語の学習の国家的思想を要請するに必要なるは猶言語の統一の必要なるが如し故に別に之を論ぜざるべし。（下線　村上）

当時使用された教科書『尋常小学読本』（1887（明治20）年、文部省編輯局）は、巻之二より文語体を採用しているのに対し、「生徒の負担を軽減する」ことと「言語の改良を速にする」こととという二つの理由によって尋常科二年級まで言語文すなわち言文一致体のみを採用するように要望している。興味深いのは「普通語なる一科目」を設置するという発想である。（結局は否定に至るとしても）「普通語なる一科目」という発想が生まれ出る源に、「読方科」にも「作文科」という枠組みには収まらない「普通語の練習」すなわち「言語の改良」という領域が言語教育の最重要課題として認識されていた事情が浮かびあがってくる。こうした認識は、上田の「話シ科」という発想とぴたりと呼応するものであるといえよう。

さらに興味深いのは、「普通語なる一科目」とすると「頗る高尚にして而も通例児童が使用せざる言語」を教えることは、児童の「興味を起すこと能はざるを以て却て言語の改良を妨ぐる憂あ」りと論じている点である。「普通語」が当時の沖縄地域の児童にとってどのように受けとめられていたかが如実に伝わってくる。「普通語の練習と国語の学習」と並列され、「国語の学習」を「読方」「作文」「習字」の学習を指すととらえるならば、さらに重要な教育内容として「普通語の練習」が先に位置づけられたとも読み取れる。未だ「国語科」という発想は見られないが、「国語科」へあと一歩の発想を、沖縄主体の側の議論の内にも見ることができるだろう。

同様の課題については、同時期師範学校附属小学校の教師たちからも指摘されている。「学校内にありては日々使用する教室語ともいふべき語は普通語のみによりて談話する方可ならむ」（浦崎永春「教授法ニツキ思ヒ出テタル雑件」『琉球教育』第一号、1895（明治28）年12月31日発行）や「（前略）本県語は元来邦語の転訛せるものなる由なるにも拘はらず今日普通語と大差あることは言ふまでもなかるべし故に本県の児童は他府県の児童に比すれば大に普通語に未熟なるを以て作文を教ふるに先ちて特に言語を習練するを要す」（立津春方「高等科の作文教授に就きて」（『琉球教育』第八号、1896（明治29）年８月）等、教室での談話語が問題となるとともに、児童の生活語と「普

通語」に大きな隔たりがある沖縄地域では「読方」「作文」に先立ち「普通語」の習練が必要であることが、明治29年前後教師達の間である程度共通認識となっていた事情がうかがえよう。そうした事情が小学校訓導による『沖縄語典』刊行の背景にあったのである。

(4)「国語」の登場

この頃の沖縄教育界における雑誌『琉球教育』[注(28)]で真正面から「国語」が論じられているのは、明治30年頃からである。[注(29)]

比嘉生「国頭郡夏期講習会にて島岡教諭の演説筆記」(『琉球教育』第21号、1897（明治30年11月30日発行）では「話ノ順序」として、

国語ノ定義。
国語ノ必要。
我ガ国語ノ変遷。
普通文。

の４項目があげられている。ここではじめて「国語」という用語が見られる。島岡教諭とは、沖縄県尋常師範学校教諭島岡亮太郎のことである。[注(30)]

「国語ノ定義ヲ簡単ニ云ヒマスト国語ハ一国民ノ普ク使用スル言語デアル」から始まり、「第一、国語ハ国民的品性ヲ陶冶スルノ原素デアリマス。」「第二、国語ハ同国民タル感情、即チ国民的思想ヲ維持スル大綱デアル。」と述べ、「国語」と「国民」との強い結びつきを語っている。「ソレ故ニ、同ジ国ヲ形成スルニモセヨ、其の一国ノ内デ、言語ガ異ナルト云フト、国民ノ一致結合力ニ影響ヲ及ボス、即チ、一致結合ノ力ガ弱クナリマス。」と述べ、その例として「御覧ナサイ、彼ノ『オーストリー』『ハンガリー』ハ聯合シテ一国ヲナシテ居リマスガ、固ヨリ人種モ異なツテ居ルシ、風俗言語モチガッテ居ル」と「オーストリー」「ハンガリー」をあげている。「オーストロ=ハンガリー国」については、後に保科孝一が「国家語の問題について」[注(31)]という論考で中心的にとりあげており、国民国家における言語問題を考える際必ず関心を寄せられる国である。明治30年という早い時期に沖縄地域の論考にすでにこの国のことがとりあげられている点に、「辺境」と目された沖縄地域における言語問題および言語教育への関心のあり方を見ることが出来るだろう。「オーストリー」「ハンガリー」国を悪い例としてあげた上で「言語ガ互ニ通セズ、自然、国民ノ心ガ一致スルモノデナイ。沖縄ノ如ク地方ノ言葉ガ一種特別ニ発達シタ処ハ務メテ一般ニ通スル国語ヲ普及セシメ、通用ノ出来ナイ方言ヲ改メネバイケマセン。」（傍点原文）と沖縄地域における「国語」普及の必要性が述べられている。

また「普通文」について述べているところでは、「漢字ガ入リ込ンダ為ニ、人々ガ声ヲ離レテ形ニツクヤウニナリ、（中略）我ガ国語ノ上ニ余程害ヲ流シマシタ」と、上田に見られた漢文排斥の国語ナショナリズムが語られている。「我ガ日本テハ、尋常科ヨリ高等科マデ沢山ノ読本ヲ読ンデモ、普通ノ用ヲ足スコトガ出来ナイ」「我ガ国ノ人ハ、種々ノ科学ヲ研究スル、道具用意ノ為ニ、長キ時日ヲ費スノハ、実ニ残念」であり、「成ルベク簡便ナル方法ヲ研究シテ、実用ニ適スルヤウ致サナケレバナリマセヌ」と述べている。言語＝道具説や言文一致への指向も上田の説くところである。高良等の論考に見られたような実践的な立場を踏まえて課題を語る姿勢は見られず、基本的に上田の国語観に拠り啓蒙的な立場から国語観が語られているといえよう。小学校令改正の直前に、こうした啓蒙的な「国語」に関する演説が沖縄教員に講習会でなされ、「普通文」について論じられていたことが注目される。

(5)「普通語」の第二の定義

つぎに本格的に「国語」について論じたものとしては、1898（明治31）年『琉球教育』誌上で発表された高田宇太郎の一連の論考「国語に就て」がある。[注(33)]高田宇太郎は沖縄県尋常中学校教諭であり、明治30年８月に行われた夏期講習会では、島尻那覇首里聯合講習会における教育学と国語の講師を担当している。『普通教育』第１巻12号（1898（明治31）年８月15日）には「大に遐島教育を講ずべし」という論考を発表し、「不肖聊かおもふ旨ありて、職を沖縄に奉じ」と述べた上で、「種族の異なるアイヌ人、新たに皇民となりし蕃人。はては内外雑居たりし千嶋、日支両属の如くなりし沖縄」と並べ、自らは「国家」の側に立って「遐島」へのまなざしを向け、「遐島教育」は

「国家要鎮の教育」でありその議論が盛んに興ることを訴えている。こうしたまなざしに立って、高田は「国語に就いて」を論じている。

この「国語に就いて」の一連の論説中、「第一、その重んずべき理由を明かにすべし」では「今日に至りては、もはや何人と雖も、国語（小学校に在りては、読書作文の二科即ち之れに当れり、今簡便なる方によりて姑く国語といふ）の重んずべきを、知らざる者なかるべし。」と述べ、小学校においてもすでに「国語」を一教科として認識している。この期沖縄地域において、「国語」という名称で統括して論ずる必要性があったことがうかがえる。

「一体国語科と云ふは、如何なる価値ある者か」という段落では、「されば今の時に当り、特に我が県下の如き、格別該科を重んぜざるべからざる処にては、一層此れ等の研究を為し、先づ大体の事のみにても明らかに識り置くは、御互の急務に非ずや」（傍点　高田）と述べ、とりわけ「沖縄県」では「国語科」を重要視しなければならないと述べている。

その現状については「従来の読書作文（即ち国語）の教授法たる、甚だ幼稚にして」と評し、教授法について「而して予輩の見て、常に遺憾とせる事は、従来這般の教授を為すもの、多くは文字の音訓と、『説文』的の解釈を与ふるの外には、極めて姑息なる文法を以て、仮名遣ひ天尓波等を授くるに過ぎざる事是れなり。あゝ国語教育、果たして斯くの如く狭隘無造作にして、また此れにて彼の大価値を上ぐること得べきや、否。」と嘆いている。上田の嘆きと重なる。それでは求められる課題に応える国語教授法としてはどのような内容が想定されているのだろうか。

発音の矯正は、如何なる方法を以て、如何なる点まで実行せられたか、演説は姑らく措くも、談話の練習には、如何なる方法に依て、教師は力を尽せるか、朗読は姑らく云はず、達読をなさしむるに於ては如何なる成算か有る、言文並進の方法如何、見識を養はしめん為に、故ら執れる方法は如何（中略）是れ等の数項は、何れも文字文法と比べて、毫も軽重すべからざる要件にして該科の価値の顕はるゝと否とは、一に右等要件を充たすと否とに由る者なり。

「国語科」の価値の要件として、まず最初に「発音の矯正」があげられている。「談話の練習」「達読」の教授法、さらに「言文並進の方法」があげられている。

第三回目の論考「国語に就いて（承前）特に本県教育に対する希望の条々」の内容がとくに興味深い。

沖縄県に即した課題としては、「方言を斥けて国語を尚ぶ風を作り熾んに国民性を養ふべし」として、「中に就き今後われらの用ひる語ばは、前にも叙べしが如く、決して旧代の地方語に非ずして、統一的大日本の普通語ならざる可からず。（勿論沖縄語系ハ純粋ナルやまとことばニ在リテ優美古雅ムシロ愛スベキモノアリトイヘドモ彼我各方向ヲ異ニシテ転訛シ来リ今ハ全国ニハ通ゼザル地方語トナリ果テヌ）」と述べ、「地方語」は「統一的大日本の普通語」とはならない旨述べている。また「本県人士は鼻蠢かして云ふ、我ら何も他府県人士と異ならず、（中略）善、その言ふ所や善。然れども現に日常用ゐる言語は如何。実に偏狭なる小島語にして、一般国民には毫も通ぜざる方語に非ずや。此れを聴くもの、誰か復び外国に来りし心地せざらむ。又他県に在りて時にこの不通語の沖人に合ふ、即ち直に異国視し、異国民の想ひをなすも、亦強ち理なきに非るなり。」として、「普通語」と「不通語」を掛け合わせて「異国民」視される「沖人」として描き出している。当初「本県人士」と語り始められていたのが、「不通語の沖人」との蔑称に変わる。「予輩は絶叫す、たとひ巧に文字を教へ、算数を上手にしたりとて、国民教育の側より見れば、畢竟些々たる末技にして、あたかも実なき花、骨なき肉の如く、国家に於て何かせん。」と述べ、「国民教育の側」から見るとき、「普通語」を習得することこそ「文字」「算術」の習得とは比べものにならない位重要であると述べ、「普通語は悉く之れを知らむことを要す」と強調している。

ここで高田は、「普通語」の定義を行っている。

謂ふ所の普通語てふ名称には二種の意義を有す。即ち一は、普く国民間に通ずる言語といふ

ことにして、二は尋常の国民たる者の、是非普通に知らざる可からざる言語といふこと是れなり。（中略）本章及び次章は、主ら第二の意義に拠りて述べむとす。およそ一人前の国民たらむ者、たとひ無学文盲たりとも、通常用ゐるその国の言語は是非悉く知らずんばある可らず。此れ実に国民の義務なり。

先述のように、「普通語」は「中央」では主に高田の言う第一の意義で用いられている。それに対し高田は、「尋常の国民たる者の、是非普通に知らざる可からざる言語」として定義している。「たとひ無学文盲たりとも、通常用ゐるその国の言語は是非悉く知らずんばある可らず。此れ実に国民の義務なり。」と強い調子で述べ、文字文化（識字能力）の習得よりも「普通語」の習得こそが「尋常の国民」たる資格とされたのである。そこには、民衆の自治能力形成のための「普通語」能力育成への願いは感じられない。こうした定義は「本県人士」に対して向ける「不通語の沖人」という差別的まなざしと表裏一体をなすものであり、「一人前の国民」から「不通語の沖人」を排斥していく仕組みを孕むものであった。「不通語の沖人」の中には、冒頭で触れた琉歌を朗唱する老婆も含まれることであろう。1872（明治５）年の「学事奨励に関する被仰出書」における「一般の人民華士族農工商及び婦女子必ず邑に不学の人なからしめん事を期」の意味するところは、文字文化（識字能力）の所有から、小学校「国語科」成立に向けた議論の過程で「普通語」の習得へと転換していったことを、この高田による沖縄地域で生まれた「普通語」の定義は如実に表しているといえよう。小学校「国語科」成立の議論において見られた文から言への転換は、沖縄地域でこのような形で顕れたのである。

同じく他府県出身教師達の宮原一朗「教育家ノ任務」（『琉球教育』第58号、1901（明治34）年３月12日発行）は、「普通日本語の外に『アイノ』語沖縄語及び台湾語の数種あり是言語によりて国民と称する能はざる適例なり」と述べている。高田の語りの内には、「沖縄語」に対して一方で「沖縄語系ハ純粋ナルやまとことばニ在リテ優美古雅ムシロ愛スベキモノアリ」として「国語」（やまとことば）に包摂していく語り口と、一方で宮原と通底するアイヌ民族等と並べて「遐島」視し差別化する語り口の双方が見られる。こうした語り口と一体となって「普通語」という用語が、「一人前の国民」をめぐる包摂と排斥の仕組みを沖縄県民につきつけるものとしても機能していたことをとらえることができよう。こうした他府県出身教師の「不通語の沖人」へのまなざしが、沖縄県出身教師達をより一層の「普通語」普及推進に駆り立てていったことも容易に想像される。沖縄地域ではこのような形で「普通」という意義の抑圧性は顕現したのである。

第二節　小学校「国語科」成立以後

(1) 師範学校における「国語科」教授

小学校「国語科」成立以後の師範学校を中心とする「国語科」に関連する教授のあり方について、『琉球教育』誌上の論考から見てみよう。

立津春方「国語につきて」（『琉球教育』第61号、1901（明治34）年６月10日発行）は、「国民教育に授くべき言語は主として今日使用せる活語たらざるべからず、随ひて文字も亦其活語を代表したるものたるべし」（下線　村上）と述べ、「国語科」設置の意義については「国語教育の目的は、令第十号によりて明かなるところなれど、今試に言語の本質上よりいはゞ、言語教授の目的は、話しことと書くこと、即ち言語の運用力と、聴くことゝ読むこと、即ち言語の理解力とを円満に発達せしむるのあり。令第十号に、読書、作文、習字の三科目を合わせて国語の一科とせられたるは、蓋、此の理によりたるもの也」ととらえている。その他、「勉めて教師自身の言葉を模倣せしむること。」「すべて言語を習練するには左の二要件あり。一考へを正しくいひ表はさしむること。二考へを正しくいひ表さん為に正しき言葉を用いること。」「思想に叶ふやうなる言葉を用ゐんが為に、発音を正しくせざるべからず。」等上田から保科へと引き継がれた国語教育論をほぼ的確に理解し沖縄の教師達に伝える内容となっている。立津は、1887（明治20）年沖縄師範学校に入学し、宮古島出身の初の官費留学生となって1898（明治31）年東京高等師範学校に入学している。1910（明治43）

年帰郷し平良尋常小学校校長として赴任したとあり、またこの論考の前書きに「同窓会」で演説したものとあることから、当時はおそらく県外に勤務していたものと考えられる。この論考にはかつての立津の「高等科の作文教授に就きて」（前掲）には見られた具体的実践に基づく課題の提示や、高良隣徳に見られたような基本的には国家主義的教育の立場に立ちつつも沖縄地域の学習者の視点を踏まえた提言をしていく姿勢は見られず、「中央」の理論をそのまま伝達することによって沖縄の教師達を啓蒙しようとする姿勢を見ることができるだろう。

『琉球教育』第65号（1901（明治34年８月28日発行）には伊沢修二（当時東京高等師範学校校長）による「高等師範学校附属小学校国語科実施方法ノ要領ニ就イテ」と題する演説が掲載されている。小学校令改正および小学校施行規則の発布を受けてのものである。この演説において、高等師範学校では「国語教授に用ふる言葉は主として東京の中流以上に行はれ居る正しき発音及び語法に従ふものとす」と決めた旨述べている。また漢字の使用や仮名遣いについて具体的な提言を行っている。注(33)

『琉球教育』第69号（1901（明治34）年12月30日発行）第70号（1902（明治35）年１月31日発行）には、師範学校教諭斉藤留吉「発音法大意」が掲載されている。「発音法ヲ書カバヤト思ヒワタレル折柄、我ガ師範学校生徒富川盛重氏来リテ、イカデ、其ノ講義ヲ為給ヘカシト云フ、余ハ、喜ンデ之ヲ話シ」たものである。「総論」で「本県小学校ノ授業ヲ参観スルニ、児童ノ発音、頗、不完全ナルガ如シ。」「此レガ教授ノ任ニ当レル者ハ、深ク発音ノ理法ニ通暁」する必要があると述べ、発声器官と発音の関係が示され、「上田万年博士ノ説」が引かれている。そして「庶幾クハ、国語科話方教授ノ実効ヲ収ムルヲ得ンカ。」で締め括られている。師範学校生徒の発音法への関心の高さとともに、この時点では、上田、保科の国語教育論に流れていた言語科学主義への指向が沖縄地域でもこのような形で実践されていたことがうかがわれる。

帆足登桅「言語ニ就イテ」『琉球教育』第90号、1904（明治37）年２月ママ日発行）は「師範学校島尻分教場ン教員トシテ本年五月ニ赴任イタシタモノ」として、沖縄県の言語教育の現状について批評を述べている。「琉球語ハ必ズ期ママ時ニ於テ優勢ナル言語所謂普通語ノ為メニ撲滅セラルベキ方言デアリマス」との考えの下に「出来得ルダケ早ク国家ノ疾病ヲ癒スルト共ニ本県人民ヲシテ現時文明的知識ノ収得ヲ用意ナラシメ」ることを願っている。「琉球語」を「国家ノ疾病」とみなし、「所謂普通語」を「優勢ナル言語」であり、「文明的知識ノ収得」を可能ならしめるものととらえている。帆足は「聴方ト話方」について「本県ニ於テハ一ツノ位置ヲ保テル教科ト云フ心得テ」「得ニ注意スベキ」と述べ、興味深い指摘を行っている。「直訳的即チ書物ノ文句ヲバトツテ話スガ如キ機械的発表ヲ以テ教師ガ満足シテハイナイカ」と感想を述べ、「私ガ赴任ノ始メ生徒ガ普通語ヲ能ク了解スルヨーデシタカラ話モ能ク出来ルデアロート思ツテ居マシタガ」「話方ガ非常ニ劣ル事ヲ気付キマシタ」「早速生徒ニ向ツテ御前等ハ児童ニ色々ナ教科ヲ授ケル教師トナルノデアルガ之ヲヤラナケレバラヌ処ガ其普通語ガ如何ニモ出来ナイ」「普通語ノ熟不熟ハ卒業後就職ノ際御前等ノ価値ヲ定ムル一条件デアルゾト云ツテ此レガ練習ヲ奨励シツヽアルノデゴザリマス」とその教授の具体を語っている。生徒にとっては外在的言語（第二言語）であった「普通語」について、「聴く」ことはできても、「話す」ことにおいては「直訳的」になったり「機械的」になったりしていた事情がうかがえる。内在的言語との有機的連関のもとに学習が行われていないが故の必然の結果ともいえよう。

内田すゑは、茨城県出身東京女子高等師範学校を卒業し、1902（明治37）～1906（明治39）年まで沖縄県立師範学校および県立女学校の教諭であった。注(34)その頃「国語の教育上に於ける価値」（『琉球教育』1902（明治37）年３月ママ日発行）を著している。「国語は、普通教育の基礎にして」「かの支那の、すでに、独立の対面も、いとおぼつかなくなりはてたること、主として一国の民、各其国語をことにせるから随て、愛国の心うすく、団結の力に乏しきによるなるべし。」「我国もと、文と言葉とを異にするを以て」「国語は、あへて、古語古文を研むるにはあらじ。ただ普通のことば

をよく美術的に、つゞりなしたらんには」等上田以来の「国語」観が語られている。この論考から「国語の教育」の実践的な困難や課題は見えない。

(2)「普通語励行」

つぎに、小学校「国語科」成立以降の現場教師達の論考を見てみよう。

大嶺詮松による『琉球教育』第89号（1904（明治37年１月25日発行）掲載の演説では、「方言矯正普通語ノ普及ト云フコトハ本県ノ体面上県民ノ品格之レガ奨励ヲ計ルハ実ニ目下賞美ノ急務ト思ヒマス」として、鹿児島県で実施されている方言矯正法を紹介している。「一、方言調査」では、「普通語ト方言ト対照シテ表ヲ作リ」「禁止語トシテ教室ニ張リツケ」る等、「二、教師ノ言語ハ実ニ児童ノ模範デアルカラ常ニ普通語ヲ使用スルコトニ内定スルコトハ尤モ大切ナコトデアル」、「三、話シ方教授ニ留意スルコトハコノ方言矯正上尤モ効果ノアルモノデアル」、「四、談話練習会ノ奨励モ必要デアル」があげられている。この頃より「国語科」という枠組みを超えた日常会話を視野に入れた「普通語」の奨励が課題となっていることがうかがえる。また「普通語ト方言と対照させ、「方言」を「禁止語」とする「方言調査」があげられていることも注目されよう。

宮古島の西辺尋常小学校長篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」（『琉球教育』第100号、1904（明治37）年11月25日発行）には、「本県ノ師範学校ノ附属ハ第一学年ノ四五月目ヨリハ普通語デ教授ヲスルトイフコトデアリマス又首里ノ小学校ハ児童ノ入学スルト共ニ普通語デ教授ヲナシソノ上小使ニシテ一ヶ月ノウチニ普通語ヲオボエナケレバ解雇スルトイフコトデアリマス」とあり、学校が教師生徒のみならず「小使」まで含めて「普通語」を使用しなければならない空間となっていたことがうかがえる。「池間校ハ一学年ヨリ学校ト家庭トヲトハズ普通語ヲ使用シテオリマス又多良間校モ三学年以上ハ普通語ヲ以テ遊歩場ニハ使用シテヲルトイフコトデアリマス」と現状を述べた後、普及の方法については、「普通語ヲ以テ教授ヲナシ又普通語ヲ以テコタヘサスルヲ最良策ト思ヒマス」「初メハ土語デ以テ教授モシコタヘモサセテゼンゼント普通語ニ近ヅカシメテ」と述べ、ここでは「土語」が「普通語」の対概念となっている。そして「不敬語時代、敬語時代、不正語時代」各々の例があげられている。「附言」には、「上述ノ児童ニシテモシアヤマツテ土語ヲツカヘバ非常ニハヅルヨーニナリマシタ／本校ニハ反語ト禁制語トヲ定メテアリマス」とある。ここには言語学の科学的知見に基づく「普通語」習得の方法は見られない。この頃には地域語＝「不正語」「反語」「禁制語」として禁止するという抑圧的方法に基づく教育が行われ、その結果として「普通語」に対して地域語は恥ずべき言葉であるという意識が児童に内面化されていることを確認できる。

比嘉盛昇（首里小学校）「普通語励行ト常尋（ママ）一学年児童ノ綴方」（『琉球教育』第102号、1905（明治38）年２月20日発行）には、「本都市五月頃カラ尋常一学年児童ヲ始メトシ全校児童悉ク普通語デ話サシムルコトニ決議シシマシテ直ニ励行シマシタ」、その結果「二学期ノ始メ頃カラハ一学年ノ幼年児童デ而カモ遊歩場ニ於テサヘ普通語ヲ話スヨーナ習慣ヲ構成スルニ至リマシタソノ効トシテ十二月ノ父兄懇話会ニハ出席生徒ノ七八割位ハ教台ニ立ツテオ伽噺ナドヲ話スコロガ出来マシタ」とある。そして「ソノ翌日読方科ノ一教時を愉ミテ各自ガヤッタオ話ヲカイテゴラント言ヒ付ケテ見マシタ」と綴方の例をあげ、「普通語励行ノ効アル」証としている。読方や綴方の力の向上において、「国語科」において「普通語」を取り立てて系統的に練習することが効果をあげるのではなく、日常的な「普通語」の励行が効果をあげると説かれているのである。

上原孤峰「方言矯正策」（『沖縄教育』第１号、1906（明治39）年３月25日）では、「品行方正成績特に国語話方成績の佳良なるもの」を「矯語掛」として「矯語手帳」を持たせ「全校児童の談話につき訛語の点を抽出して」記入させる、「登校退散の途上にても村内に於ての遊戯の際にても」上級生は下級生の訛音を矯正させる、青年会においても普通語使用を奨励する等の提案が縷々なされている。

以上小学校「国語科」成立以降には皮肉にも、「普通語」の習得すなわち「方言矯正」は「国語科」の課題ではなく、「国語科」を越えて学校をあげてさらには家庭・地域を巻き込んで「奨励」すべき課題となっていたことがうかがえる。小学

校「国語科」成立の起点にあった「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」という国語観の行く末として必然の結果であったともとらえられよう。しかしながらその起点にはあった言語科学主義は後景に退き、言語学に基づく科学的教授という「国語科」独自の役割もまた後景に退いている。「普通語」の奨励自体が自己目的化している様を見ることができよう。こうしたあり様は、伊沢、上田、保科の系譜に辿ることができる言語科学主義の内実を問うものとしても受けとめられる。「活語」を対象とするその言語科学主義は、一方で学習者が文字文化を習得する負担を軽減し、文字文化を普く民衆のものへとひらく根拠となり、近代言語教育の礎を形成した。だがそれは学習者の母語の文化の土壌に根ざして言語への科学的認識を育み、そのことを通して学習者の言語生活と言語文化を豊かにしていく指向に立つものではなかった。身体（発声器官）と音声（発音）と文字を一体化して規律訓練することにより、学習者の母語を「国語」へと、いわば総入れ替え（「生きて居る」までに）する指向に立つものであった。そのことの意味をも問いかけていると受けとめられよう。

小括

明治20年代における国語国文学者等の論考で用いられた「普通語」という用語は、封建制から資本主義社会への移行とともに「普く通じる」話し言葉が必要になるとともに、教育の対象が一部統治層（エリート層）から普き民衆となり、教育すべき言語を文字文化（文）の領域から話し言葉（言）の領域へと転換する必要性が意識化されたときに生じた用語であるととらえられる。近代への転換がもたらした言語教育への要請を端的に表す用語としてとらえられよう。「普通語」をめぐる議論は、ほぼ時を同じくして展開された何をこそ「国語」の内容とすべきかという議論および小学校「国語科」成立をめぐる議論とも呼応しあう。「普通語」をめぐる議論にさらに強く国民国家形成という側面への認識が加わったとき、すなわち普く民衆を「国民」とすべき言語教育の重大性を言語学者が認識したとき、小学校「国語科」成立に向けた議論が興ったのである。「普通語」と「国語」とは、いわば近代日本初期の課題（資本主義への転換と帝国の形成）が要請した言語の機能の双頭とも言える側面を各々表現した用語であるととらえられよう。

一方、小学校「国語科」成立に向けた議論は「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」（伊沢修二）という国語観を起点とし、上田万年によって前近代における文字文化中心の学問観をひきずった「読方科」「作文科」「習字科」という枠組みには収まらない「生キテ居ル」談話語の領域の教育、すなわち「標準語」の教育の提起として展開された。国民国家形成の重要な装置として新たに「標準語」概念が見出されたのである。

「普通語」が「普く通ずる」言語ではなかった沖縄地域においては、明治20年代「普通語」という用語は「普通学」という用語とともに、「漢学」（中国の学問）との政治学（ポリティックス）の下に大日本帝国の国民精神形成と密接に結びつくものとして解釈され、ほぼ「国語」と同義として受けとめられていた。同時に「普通語」という用語には、難解な「漢学」に替わって近代化を担うものとして、沖縄主体の近代化への切なる「焦慮」も託されていた。

「中央」における小学校「国語科」成立をめぐる議論と呼応して、沖縄地域の教師の間では「普通語」を取り立てて練習教授する「普通語なる一科目」の必要性が認識されていた。明治30年代前半「国語」という概念の沖縄地域における殊更の重大性が教師達に啓蒙的に語られる過程で、この「普通語」は「普く国民間に通ずる言語」という定義のみならず、「尋常の国民たる者の、是非普通に知らざる可からざる言語」という第二の定義を加えられることとなった。他府県出身教師による「遐島」へのまなざしが加えられることによって、「普通語」という用語は「一人前の国民」への包摂と排除の仕組みを沖縄地域住民につきつける概念として機能することとなったのである。こうした「普通語」の定義が、沖縄県出身教師達を「主体的」に「普通語励行」へと駆り立てたことは容易に想像される。「普通語」とは言語を普く民衆にひらくという意味とともに、「普通ではない」言語を選り分け排斥していくという意味との両義性を孕む概念であったといえよう。後者の意味において、近代前期「標準語」概念より抑圧性

を根深く孕んだ概念であったといえるかもしれない。

沖縄地域では「普通語」は「国語」と連動しながら語られ、明治後期にはその普及浸透が「国語科」という枠組のみならず、「国語科」という枠組、ひいては学校を越え、家庭や地域ぐるみで取り組むべき課題となっていた。その過程で、小学校「国語科」設置に向けた議論の出発点にあった言語科学主義および言語の系統的科学的教授への指向は後景に退き、非科学的抑圧的教授方法が採られるようになっていく。それはまた「我国語ハ、生キテ居ル国語デアル」という国語観が、学習者の母語を「国語」へと、いわば総入れ替え（「生きて居る」「普通」にまで）する指向に立つものであったことの必然の行く末の姿としてもとらえられよう。小学校「国語科」成立に向けた議論は、沖縄地域においてそのような形で「成果」を見ることとなったのである。保科孝一による「琉球も今日でわ、国語教育が完全に行われている」という評価は、そのような「成果」を評価したものと読み取れよう。

今回は『琉球教育』をはじめとした教育誌上の議論を中心に見たものであり、沖縄地域の言語教育のごく限られた一部を考察したにすぎない。今後さらに広範な資料に基づく記述が必要であろう。またこうした「普通語奨励」が大正期から昭和前期にかけてどのように「標準語奨励」へと展開されるか、そこに「国語教育」がどのように関わるかについては、今後の課題としたい。

（注）

(1) 『比嘉春潮全集』第3巻、沖縄タイムス社、1971年、124-125頁。なお、比嘉春潮は、1883（明治16）年生まれ。このエピソードは筆者が小学生の頃のこととして語られているが、比嘉は1897（明治三〇）年には、沖縄県尋常中学校に進学している。

(2) 保科孝一『言語学講話』1902年、寶永館書店、202頁。

(3) 初出『帝国文学』第1号、1895（明治28）年、14-23頁。

(4) 『台湾教育会雑誌』第1号、1901（明治34）年7月20日、213頁。

(5) 『沖縄の言語史』法政大学出版局、1971年、54-55頁。

(6) 『皇典講究所講演四』1889（明治22年4月）。

(7) 『皇典講究所講演五十八』、1891（明治24）年7月。

(8) 『国語教授法指針』1901（明治34）年、48頁。

(9) 『近代日本における「国語科」成立過程－「国語科」という枠組みの発見とその意義』（2004年、学文社）第四章。

(10) 「初等教育に於ける国語教授に就きて」（明治二十九年十一月二十三日国家教育社ニ於ケル演説大意）『国語のため』1885（明治28）年6月23日発行、冨山房所収、259-261頁。

(11) 上沼八郎『伊沢修二』吉川弘文館、1962年、296頁。

(12) 「教育上国学者が抛棄し居る一大要点」（明治28年1月12日大日本教育会に於て）（『国語のため』第1（1897（明治30年）、冨山房所収、90頁）。

(13) 同前「教育上国学者が抛棄し居る一大要点」。

(14) 「言語上ノ変化ヲ論ジテ国語教授ノ事ニ及フ」（『大日本教育界雑誌』19号、1889（明治22）年8月10日、644頁。

(15) 前掲「初等教育に於ける国語教授に就きて」。

(16) 文学と教育の会『文学教育』1994年、39－49頁。

(17) 前掲「標準語に就いて」。

(18) 同前。

(19) 「多声性(的)」という概念は、元来「多声楽（ポリフォニー）」という音楽用語をミハエル・バフチンが小説を性格づけるとき用いた概念に基づく。バフチンは小説という場で「支配的文語」の中心化（統一）しようとする傾向と取り残された「生きた民衆の言葉」に依拠して脱中心化（多層化）しようとする傾向の闘争をとらえる。ここでは、地域性や種々の階層性等に根ざし均質ではない「生きた民衆の言葉」の意で用いている（『ミハエル・バフチン著作集⑦叙事詩と小説』1982年、新時代社参照）。

(20) 全国大学国語教育学会編『国語科教育』第57集、84-87頁。

(21) 『言語学』早稲田大学出版部蔵版、1906（明治39）年、306-307頁。

(22)　「教育上国語学者の抛棄し居る一大要点」

(23)　片村恒雄「保科孝一の国語教育論研究（三）－標準語論を中心に－」（『高知大学学術研究報告人文科学』第41巻、1992年）は、保科孝一の方言観について、『言語学大意』（編輯兼発行人・国語伝習所、1900（明治33）年の時点おいては「方言は言語の機能としては、完全なものを持っているのであり、決して卑しむべきものとは考えていない」のに対し、『言語学講話』（寶永館書店、1902（明治35年）においては「方言お撲滅する」という主張に至っている点を「自家撞着」として批評している。

(24)　教育研究会『小学研究』第４巻第７号、弘道館、1916（大正5）年、17-21頁。

(25)　『沖縄県の教育史』思文閣出版、1996年、143頁。

(26)　伊波普猷「沖縄人の祖先に就て」（『琉球新報』1906（明治39）年12月5-9日掲載。『伊波普猷全集』第1巻、平凡社、1974年所収。24-25頁）

(27)　『琉球教育』第20号、1897（明治30）年。近藤健一郎『近代日本における標準語教育の歴史的研究－沖縄を中心として－』（平成11-14年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書、2003（平成15）年３月、９頁）を参照されたい。

(27)　『琉球教育』は、1895（明治28）年沖縄県私立教育会（1886（明治19）年沖縄私立教育会から1891（明治24）年改称）の機関誌として刊行された。沖縄県私立教育会は沖縄県沖縄県学務当局者及び沖縄県尋常師範学校、中学校教官はじめ県内の教育関係者からなり、1904（明治37）年沖縄教育会と改称される。それに伴い機関誌名も1906（明治39）年『沖縄教育』と改められた。

(29)　髙田宇太郎が、「国語に就いて」（『琉球教育第』第24号、1898（明治31）年１月15日発行）において、「本年三月頃の琉球新報紙上に数回連載して、国語の事を論じたる中に」（106頁）と記しており、『琉球新報』に1897（明治30）年３月頃髙田によって「国語」に関する連載が行われたと考えられる。しかしながら、現在『琉球新報』は1898（明治31）年以降のものしか残っておらず、どのような内容か確認できない。明治30年頃「国語」について世論を喚起する演説や論説が行われたといえよう。

(30)　島岡についてはつぎのような記述が見られる（『琉球教育』第28号、1893（明治31）年５月31日発行）。

抑モ同教諭は去る明治二十八年九月十五日を以て本県に赴任ありて爾来二年有半、専ら国語科、地理学等を受持ち傍ら中学校教諭を兼務されしこともあり又本県小学校教員検定委員を兼務し又本会々員としては本　会庶務理事梶浦済君辞任の後を承けて会務に従事し并に雑誌編輯の主任と為り（中略）此間に当りて国頭郡　教員夏期講習会の講師に聘せられ其地教育に就きて細大となく尽力ありしが（以下略）

(31)　『東京文理大学文科紀要』第６巻、1933年、１-64頁。

(32)　「国語に就いて」（『琉球教育第』第24号、1898（明治31）年１月15日発行）、「国語に就いて（承前）」『琉球教育』第25号、1898（明治31）年２月17日発行）、「国語に就いて（承前）特に本県教育に対する希望の条々」（『琉球教育』第32号、1898（明治31）年10月17日）発行）と３回にわたって掲載された。

(33)　この伊沢の演説は『教育公報』246号（1901（明治34）年４月15日）に掲載されたもの。この演説については、前掲山根安太郎『国語教育史研究』180-185頁および195頁を参照されたい。

(34)　『沖縄大百科事典』上巻、沖縄タイムス社、1983年、297頁。